

## 新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、歯科衛生士の離職防止、復職及び資質向上の支援を行うため、一般社団法人 山梨県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）が、新人歯科衛生士や出産・育児等一定期間の離職により再就業に不安を抱える歯科衛生士等を対象に実施する研修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付対象となる補助対象事業、経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 県歯科医師会会長（以下「会長」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を提出するにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (補助金の交付の条件)

第4条 この補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、補助金変更承認申請書（様式第2号）に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助金中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第3条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第3条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

### (補助金の交付方法)

第5条 補助金の交付は精算払を原則とする。

2 知事は、必要があると認める場合には、概算払により交付することができる。

3 会長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

### (実績報告)

第6条 会長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 会長は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税仕入税額控除適用報告書(様式第6号)により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

別表

補助区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
<p>新人・復職 希望歯科 衛生士等 技術習得 支援研修 事業</p>	<p>・県歯科医師会が、新人歯科衛生士 や出産・育児等一定期間の離職によ り再就業に不安を抱える歯科衛生 士等を対象に、最新の歯科診療補助 技術等に関する研修を行うために 必要な経費</p> <p>1 報償費 2 旅費 3 需用費（印刷製本費・消耗品等） 4 通信運搬費 5 使用料及び賃借料</p>	<p>当該経費 の10分 の10</p>	<p>1 補助対象経費の各費目間におい て、いずれか低い額の20%以内 を増減させる場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障を きたさない事業計画の細部の変更 であって、交付決定を受けた補助 金の額の増額を伴わない場合</p>

(様式第1号)

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県歯科医師会長

年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業費補助金交付申請書

年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業費補助金について、次により交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業計画書(別紙1)
  - (2) 年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業歳入歳出予算書(別紙2)
  - (3) その他必要な書類

別紙 1

年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業計画書

実施予定時期	実施予定内容

年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業歳入歳出予算書

1 歳入の部

(単位：千円)

費目	予算額	備考
合計		

2 歳出の部

(単位：千円)

費目	予算額	積算の基礎	備考

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県歯科医師会長

年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援事業費補助金について、次のとおり変更して実施したいので申請します。

- 1 変更の事由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類 交付申請の各様式に準じて変更前と変更しようとする内容を比較し記載した書類

(様式第3号)

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県歯科医師会長

年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業費補助金について、次のとおり中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第6条第2号（第3号）の規定により申請します。

- 1 中止（廃止）の事由
- 2 添付書類
  - (1) 中止（廃止）申請時までの事業の進行状況
  - (2) その他参考資料

山梨県知事 殿

山梨県歯科医師会長

概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業費補助金について、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求金額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算払額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算払 請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払方法

(1) 現金 指定金融機関名 \_\_\_\_\_  
(2) 口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別 (当座・普通)  
口座名 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

(様式第5号)

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県歯科医師会長

年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業費  
補助金の事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業費補助金にかかる事業実績について、次の関係書類を添えて報告します。

- 1 年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援事業報告書（別紙3）
- 2 年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援事業歳入歳出決算書（別紙4）
- 3 その他知事が必要と認める書類

年度新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業報告書

実施時期	実施内容

別紙4

新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業歳入歳出決算書

1 歳入の部

(単位：千円)

費 目	決 算 額	備 考
合 計		

2 歳出の部

(単位：千円)

費 目	決 算 額	決算額の内訳	備 考
合 計			

(様式第 6 号)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

山梨県歯科医師会長

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援修学資金貸付事業補助金に係る補助事業により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 号に基づき報告します

- 1 事業実績額
- 2 仕入控除税額
- 3 添付書類 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等